

旧高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に基づき、市長が定める基準

(趣旨)

第1 この基準は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第64号)第1条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号。以下「旧施行規則」という。)の規定に基づき、必要な事項を定める。

(入居者の資格)

第2 賃貸住宅の入居者の資格について、旧施行規則第16条第2号口の規定に基づき、市長が定める資格は次のとおりとする。

- (1) 入居している高齢者の介護を行う者
- (2) 入居している高齢者が扶養している児童等

(入居者の募集方法)

第3 賃貸住宅の入居者の募集について、旧施行規則第18条第2項の規定に基づき、市長が定める募集の方法は次のとおりとする。

- (1) 新たに管理開始する高齢者向け優良賃貸住宅は、入居の申込みの日から起算して3箇月前の日の属する月までに、一般賃貸人が旧施行規則第18条第3項各号に掲げる事項を市長に届け出て、市広報等により公募の広告を行うものとする。
- (2) 空家住宅は、入居の申込みの期間の初日から起算して少なくとも1週間を経過する日の前日までに、一般賃貸人が新聞掲載、掲示等により公募広告を行うものとする。

(入居者の選定の特例)

第4 旧施行規則第20条の規定に基づき市長が定める入居者選定の特例の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入居者又は同居者が身体障害者である者
- (2) 地域の住宅事情を考慮して市長が特に必要があると認められる者

第5 旧施行規則第20条の規定に基づき市長が定める戸数は、1回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の5分の1を超えない範囲内の戸数とする。

(管理主体)

第6 旧施行規則第25条の規定に基づき市長が定める賃貸人のうち、転貸事業者に係る基準は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 住宅供給公社
- (3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会で農業協同組合法(昭和23年法律第132号)第10条第5項に規定する事業を行うもの

(4) 上記以外の法人で、賃貸住宅の管理を行うために必要な資金及び信用等について、市長が別に定める基準に該当するもの

(所得の基準)

第 7 旧施行規則第 3 4 条の規定に基づき市長が定める所得の基準は、26万8千円以下とする。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から適用する。

この基準は、平成18年3月31日まで適用する。

附 則

この基準は、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成17年3月7日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年9月28日から施行する。